令和２年度第12回職員分限懲戒部会　議事要旨

1. 日時

　　　令和３年３月19日（金曜日）13時30分～14時45分

1. 場所

　　　大阪市役所本庁舎4階　第２特別会議室

3　出席者

小林委員長（部会長）、小松委員、滝口委員

（事務局：人事室人事課）

　　　古井人事課長代理、畑中担当係長、稗田係員

4　議題

３月30日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5　議事要旨

　以下の事案の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

* 健康局職員の職務専念義務違反事案
* 住吉区役所及び住之江区役所職員のマタニティハラスメント、パワーハラスメント及び職務命令違反事案
* 此花区役所職員のパワーハラスメント事案
* こども青少年局職員の不適正事務事案
* 建設局職員の公務上交通法規違反事案
* 水道局職員の公務上交通法規違反事案

6　議事結果

　　　以上の事案にかかる任命権者の処分案について、意見を述べた。

　　　任命権者においては、聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

　人事室人事課

　電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

　メールアドレス： [ba0008@city.osaka.lg.jp](mailto:ba0008@city.osaka.lg.jp)